

岩倉市罹災証明交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事又は爆発により生ずる被害を除く。）によって市内で生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 証明書の交付の対象となるものは、罹災した住家、非住家、動産その他これらに類するものとする。

(証明の区分)

第3条 証明書は、罹災証明書及び罹災届出証明書とし、次の区分により取り扱うものとする。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害により住家（非住家、動産その他これらに類するもの（以下「非住家等」という。）が同時に被害を受けた場合は、当該非住家等を含む。）に被害を受け、実施調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、当該被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明書 災害により住家に被害を受けたが、確実な証拠によって当該被害を立証できない場合又は災害により非住家等が被害を受けた場合に、それらの被害の程度について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。

(証明書の申請)

第4条 証明の申請は、罹災証明書にあつては罹災証明願（様式第1）により、罹災届出証明書にあつては罹災届出証明（願）書（様式第2）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 罹災状況が確認できる写真
- (2) その他市長が必要であると認める書類

2 罹災証明願については、罹災後14日以内を提出期限とする。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書の提出があり、かつ、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第5条 市長は、罹災証明願及び罹災届出証明（願）書（以下「罹災証明願等」という。）を受理したときは、罹災証明願等の内容が第3条各号に適合しているか確認し、罹災証明書（様式第3）又は罹災届出証明書を申請者に交付するものとする。

（証明事項）

第6条 証明書により証明する事項は、罹災証明書願等に基づく罹災状況であり、損害額を証明するものではない。

（手数料）

第7条 証明書については、手数料を徴収しない。

（事務の所管）

第8条 証明書の交付の事務は、市民協働部協働安全課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。